CLIFFORD
CHANCE

ブリーフィング・ノート　　2013 年 8 月

銀行等による資本性資金の供給強化等

平成 25 年 6 月 12 日、今国会（第 183 回国会）において金融関連 4 法案が可決されました。その内容は多岐にわたりますが、銀行等による議決権保有規制（いわゆる 5%ルール）については、地域経済の再活性化や事業再生に資するものについて緩和することとしています。かかる規制緩和により、特に事業再生における銀行の役割が増大することが期待されます。また、国内銀行による、資本関係の無い外国銀行の業務の海外における代理・媒介を可能にすることや、海外の金融機関等の買収の際に、その子会社である一般事業会社を原則 5 年間保有することを認めることなどの規制緩和も盛り込まれています。これらの改正内容については、平成 26 年 4 月 1 日前後に施行されるものと推測されます。本ブリーフィングでは各改正内容につき概説致します。

銀行等による議決権保有規制（いわゆる 5%ルール）の緩和

現在、銀行とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して 5%を超えて保有することは原則として禁止されています（いわゆる 5%ルール）。これは、一般に、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るための規制、と説明されています。

しかし、地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況にかんがみ、資本性資金の供給主体としての銀行の役割が発揮され得る環境を整備する必要性が従来から指摘されていました。そこで、現行規制の枠組みを基本的には維持しつつも、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して、現行規制を緩和する（5%ルールの例外措置を拡充する）ものとされました。

具体的には、①事業再生（の途上にある）非上場会社[1]の議決権については、現行法上、投資専門子会社を通じて 10 年以内で保有する場合にのみ、出資比率にかかわらない（上限のない）保有が認められていますが、新たに銀行の本体が保有する場合においても、出資比率の上限のない保有を認めることとされています（保有期間は、原則として 3 年以内とされる予定）。また、②DES（デッド・エクイティ・スワップ）により取得・保有する議決権については、現行法上原則 1 年以内（当局の承認により延長可能ですが、1 年を超えた期間は 50%が上限とされています。）の保有のみが認められているところ、今後、新たに、保有期間を原則として 3 年に延長した上、出資比率の上限のない保有が認められる予定です[2]。

これにより、特に事業再生の際に、銀行の本体が再生途上の会社に対して直接に全額出資し、再生に関与することが可能となります。銀行が条件変更や債権放棄のみならず、資本性資金の出し手としても事業再生に関与するという意味で、その役割が増大することが期待されます。

1　たとえば、民事再生法上の再生計画認可決定や会社更生法上の更生計画認可決定を受けている会社等が含まれる予定です。「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成 25 年 6 月）及び「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（平成 25 年 1 月 25 日）（以下、併せて「**説明資料等**」といいます。）参照。

2　説明資料等参照。

その他、今後予定されている施行規則等の改正によって、③有限責任組合員として取得・保有する場合（一定の場合を除く）には、保有期間（現行 10 年以内）の要件を撤廃する、④VB（ベンチャービジネス）会社の議決権については、保有できる VB 会社の範囲を拡大した上、期間を 15 年（現行 10 年）に延長する、⑤信託銀行が信託勘定で取得・保有する議決権で信託銀行が行使するものについては、保有期間（現行原則 1 年、延長には当局の承認が必要）の要件を撤廃する等の規制緩和も盛り込まれる見込みです[3]。

外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の緩和

現行法上、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことは認められていません。しかし、海外進出している中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられるよう、海外において国内銀行が出資関係のない外国銀行の金融商品やサービスの代理・媒介を行いたいとのニーズが従来から存在していました。

そこで、国内銀行が代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を可能にすることが見込まれています[4]。これにより、外国銀行としても、国内銀行を通じて、これまで接触のなかった日本企業にサービス提供することが可能になることが考えられます。

海外 M&A に係る子会社の業務範囲規制の緩和

現行法上、銀行が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、一定の範囲に限定されています。しかし、諸外国の銀行と日本の銀行が海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外（一般事業会社）の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘が従来からありました。

そこで、海外の金融機関等の買収に際して、その子会社である子会社対象会社以外の外国会社（一般事業会社）を取得する場合については、原則として 5 年（当局の承認により延長可能）に限り保有を認めるものとされています。これにより、日本の銀行が、海外の金融機関の買収において特段不利な立場におかれず、積極的な海外展開を推進することが期待されます。

本法の施行は公布（平成 25 年 6 月 19 日）から 1 年以内とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日前後に施行されるものと推測されます。

3　説明資料等参照。
4　説明資料等参照。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

岡本雅之
（おかもとまさゆき）
パートナー

T: +(81 3) 5561 6665
E: masayuki.okamoto
@cliffordchance.com

阿部裕介
（あべゆうすけ）
カウンセル

T: +(81 3) 5561 6332
E: yusuke.abe
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107－0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2013
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.